

函館市監査公表第6号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年7月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 港 管  
令和 5 年(2023年) 6 月 30 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	港湾空港部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和 4 年 9 月 2 日～令和 5 年 1 月 25 日	提出日	令和 5 年 2 月 9 日
監 査 項 目 等	収入事務（上屋使用料）		
区 分	勧告事項, 指摘事項, 意見		
<p>函館市港湾施設管理条例（平成 1 2 年条例第 3 8 号）第 4 条において、「港湾施設は、当該港湾施設の目的（港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 2 条第 5 項各号に区分された港湾施設の目的をいう。）に従い、使用をすることができる。」と規定され、港湾法第 2 条第 5 項第 6 号において、上屋は「荷さばき施設」と定義されており、荷揚げした貨物、船に積込む貨物の荷さばきや一時保管を目的とする施設であるが、西ふ頭においては、設置目的とは異なる使用許可をしているものがあつた。</p> <p>港湾施設の使用許可に係る事務に当たっては、法令等の規定に基づき適正な執行を図られたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>西ふ頭上屋の使用許可については、監査の指摘や法令等の規定を踏まえ、西ふ頭での貨物等の取り扱いの減少に伴い上屋に空きスペースが生じている状況も勘案し、令和 5 年 4 月から、上屋本来の用途を阻害するおそれがなく、港湾の利用および保全に支障がないと認められるものについては、目的外使用許可の手続きをとるよう見直したところであり、今後は、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>			